

(別紙2 支援金の算定)

1 交付対象者

支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、支援金募集開始日現在において、対象施設等を県内で運営し、支援金の受領後も事業を継続する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- この支援金の交付対象施設等と、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、「令和7年度（6月補正）山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金（仮称）」の交付を受ける場合は、対象外とする。

2 給付単価

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分1	障害者支援施設 療養介護事業所 宿泊型自立訓練事業所 共同生活援助事業所（介護サービス包括型） 共同生活援助事業所（日中サービス支援型） 共同生活援助事業所（外部サービス利用型）	定員（併設する短期入所事業所の定員を含む。以下同じ。）に5,000円を乗じて得た額（ただし、定員が29人以下であるものは、一律150,000円）
区分2	生活介護事業所 短期入所事業所（単独型事業所に限る。） 自立訓練事業所（機能訓練） 自立訓練事業所（生活訓練） 就労移行支援事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所 児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。） 放課後等デイサービス事業所	一律35,000円
区分3	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 計画相談支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	一律35,000円